

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 1
(令和6年3月29日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項	1
(1) 加算等の届出	1
(2) 障害福祉サービス等における横断的事項	1
2. 訪問系サービス	11
(1) 居宅介護	11
(2) 重度訪問介護	12
3. 日中活動系サービス・療養介護	12
(1) 生活介護	12
4. 施設系・居住支援系サービス	14
(1) 共同生活援助	14
5. 訓練系サービス	19
(1) 自立訓練（機能訓練）	19
6. 就労系サービス	19
(1) 就労系サービスにおける共通事項	19
(2) 就労継続支援A型	23
(3) 就労継続支援B型	23
(3) 就労定着支援	26
7. 相談系サービス	26
(1) 相談系サービスにおける共通事項	26
8. 一部訂正及び削除するQ & A	36
(1) 一部訂正するQ & A	36
(2) 削除するQ & A	37

(答)

サービス管理責任者（同事業所・別事業所ともに）のみ、兼務不可である。

（自立生活支援加算（Ⅲ）④）

問 46 自立生活支援加算(Ⅲ)で、「定員以内であれば、サテライト型住居を含む複数の住居を1つの移行支援住居とすることができる」とあるが、この場合、改めて移行支援住居としての指定を受ける必要があるのか。それとも、サテライト型住居の指定を受けたまま移行支援住居としての支援がされるのか。

(答)

サテライト型住居を含む複数の住居について、改めて移行支援住居として登録する届出を行う必要がある。

（自立生活支援加算（Ⅲ）⑤）

問 47 指定共同生活援助に常勤換算で「0.5」配置されたサービス管理責任者が、残りの常勤換算「0.5」分で移行支援住居に入居する利用者に対する支援にサービス管理責任者として従事する場合、算定できるか。

(答)

算定できない。

（地域連携推進会議①）

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

(答)

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

（地域連携推進会議②）

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

(答)

事業所の所在市町村となる。